【公開版】

提出年月日	令和2年4月	13日	R9	
日本原燃株式会社				

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第19条:安全保護回路

目 次

- 1章 基準適合性
 - 1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

安全保護回路について,事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえたこれまでの許認可実績により,事業指定基準規則第 19 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第 19.1表)

1-1 4

事業指定基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1/3) 第19.1表

室指針 (備 考)	事故への拡大 、安全保護動 れた系統及び れては、計測 って、その安 受計であるこ
再处理施設安全審査指針	(指針19) 2. 異常状態を検知し、事故への拡大を防止又は抑制するために、安全保護動作を起こさせるよう設計された系統及び機器である安全保護系については、計測制御系との部分的共用によって、その安全機能を失うことのない設計であること。
事業指定基準規則 第19条(安全保護回路)	再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常なの異常なのとずるための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。

事業指定基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表(2/3) 第19.1表

備考	変 更無 し
再処理施設安全審査指針	(指針19) 2. 異常状態を検知し、事故への拡大を防止又は抑制するために、安全保護動作を起こさせるよう設計された系統及び機器である安全保護系については、計測制御系との部分的共用によって、その安全機能を失うことのない設計であること。
事業指定基準規則 第19条(安全保護回路)	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。

1-3

事業指定基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3/3) 第19.1表

備券	数 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
再処理施設安全審査指針	(指針19) 2. 異常状態を検知し、事故への拡大を防止又は抑制するために、安全保護動作を起こさせるよう設計された系統及び機器である安全保護系については、計測制御系との部分的共用によって、その安全機能を失うことのない設計であること。
事業指定基準規則 第19条(安全保護回路)	三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合であって、単一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われないものとすること。

1-4 7